

## 伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会報告書が提言する災害防止対策の概要(1)

## 1 チェーンソーによる伐木・造材作業における災害の防止

## (1) 伐倒方法

- ① 胸高直径20cm以上の伐木作業では受け口を作ること(現行は胸高直径40cm以上)【省令】
- ② ①の伐倒時には、つるを残して追い口を切り、伐倒することを明示【省令】
- ③ 伐木時は、伐倒木から樹高の2倍以内の範囲を伐倒者以外を立入禁止(現行は下方について立入禁止)【省令】
- ④ 伐倒困難木などでは2人以上の伐倒者が樹高の2倍以内の範囲で作業することが適当である場合があることを周知【通達】

## (2) かかり木処理

- ① かかられている木の伐倒、あびせ倒しの禁止【省令】
- ② かかり木処理時のかかり木作業に従事しない者の立入禁止【省令】
- ③ 迅速な処理を優先し一人で危険なかかり木処理をしないよう徹底【通達】
- ④ かかり木を放置する場合の立入禁止区域の設定又はかかり木が残されていることの明示【省令】
- ⑤ かかり木処理のための器具の携行を徹底【通達】

## (3) 下肢の防護

- ① 伐木又は造材作業時に、下肢を防護する防護衣(防護ズボン又はチャップス)を着用【省令】
- ② 防護ズボン、チャップスの防護性能及び使用上の留意点を明確化【通達】

## (4) 作業計画の作成等【通達】

- ① 伐木等作業を行うときは、事前に以下の事項を調査、記録
  - ・伐木作業: 地形、伐倒する立木の形状等
  - ・造材作業: 地形、伐倒木の形状等
- ② 調査、記録を踏まえ、以下の事項を示す作業計画の作成
  - ・伐木作業: 伐倒範囲、作業の方法及び伐倒の順序、退避場所の選定方法、かかり木処理の方法、労働者が伐倒木に激突される危険を防止するための措置、労働災害が発生した場合の応急の措置、傷病者の搬送の方法
  - ・造材作業: 作業の方法、伐倒木等の転落又は滑動を防止するための措置、労働災害が発生した場合の応急措置、傷病者の搬送の方法
- ③ 調査、記録、作業計画作成は契約ごと、対象範囲が広い場合は林分ごとなどに実施
- ④ 毎日の作業開始前に安全に関する打合せを行うことを推奨
- ⑤ 伐木作業又は造材作業を行う際の作業指揮者の配置
- ⑥ 調査、記録、作業計画の標準様式の提供

## (5) リスクアセスメントの普及

※車両系木材伐出機械を用いて伐木・造材作業をする場合を除く。

## 伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会報告書が提言する災害防止対策の概要(2)

### 2 教育の充実

- (1) 特別教育の充実(かかり木処理、下肢を防護する防護衣の着用等)【告示】
- (2) 伐木等作業に係る特別教育である労働安全衛生規則第36条第8号と第8号の2の統合【省令】
- (3) 作業指揮者の教育のカリキュラムの作成【通達】
- (4) チェーンソー業務従事者安全衛生教育のカリキュラム充実と教育の実施徹底【通達】
- (5) 林業労働者の安全衛生に係る教育の実施を支援するための予算措置【予算】

### 3 国、地方公共団体、業界団体、労働災害防止団体等の取組

- (1) 伐木等作業における労働災害防止に係る総合対策の策定【通達】
- (2) 関係省庁等との連携、事業者、発注者への働きかけ・啓発の強化
  - ① 関係省庁等との連携強化
  - ② 林業普及指導員等との連携強化
  - ③ 国有林、地方公共団体が所有する森林の伐木等作業における安全衛生の配慮の要請
  - ④ 林野庁、都道府県、林災防、発注者との合同パトロールの実施
  - ⑤ 労働局・労働基準監督署による発注者、事業者に対する説明会の開催
  - ⑥ 林野庁、地方公共団体の発注を受けない事業者、林災防非会員に対する周知・指導の徹底
  - ⑦ 林業以外で伐木等作業を行う事業者に対する周知・指導の徹底

### 4 その他

- (1) 車両系木材伐出機械等の作業計画【省令】
  - ① 作業計画に示すべき事項に、労働災害が発生した場合の応急の措置、傷病者の搬送の方法を追加
- (2) 修羅、木馬運材及び雪そり運材に係る規定の廃止【省令】
- (3) 関係通達の整備【通達】
  - ① チェーンソー安全作業ガイドライン、緊急連絡ガイドライン、かかり木ガイドラインの見直し
- (4) 安衛法99条の2の再発防止講習の活用【通達】